

中核市財政の実態に即した財源の拡充に関する提言

都市財政において、増加の一途をたどっている財政需要に対し、都市税財源は十分とは言えず、中核市においても、その財政運営は非常に厳しい状況にあるが、真の分権型社会の実現に向け、中核市がその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な財政運営に必要な財源の確保が不可欠である。

このような認識の下、中核市市長会は、中核市財政の実態に見合うよう税財源を拡充・強化することについて研究を重ねてきた。

その結果を踏まえ、政府において、以下の事項について早期に積極的な措置を講じるよう求める。

1 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金のうち、地域自主戦略交付金については、地方の自由度を高める観点からは一定の評価ができるものの、都道府県・政令指定都市を対象とする現行の制度には多くの課題が残されており、中核市に導入した場合、市政運営に多様かつ深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

このため、これを極力解消すべく、中核市の意見を十分に反映し次の措置を講じた上で、あくまでも適正な税源配分が行われるまでの過渡的措置として、中核市までその対象を拡大すること。

- (1) 従来の国庫補助金等の総額を確保すること。
- (2) 真に地方の自由裁量拡大に資する事業を対象とすること。
- (3) 交付金の配分においては、団体間の事業費の偏在、年度間の事業費の変動や社会資本整備の状況等、地域の実情に十分な配慮を行うこと。
- (4) 都道府県・政令指定都市よりも相対的に大きい年度間事業量の変動に対応するため、基金への積立を可能とすること。
- (5) 府省をまたぐ事業間の事業費流用については、できる限り時期・回数制限を排除するなど、手続を弾力化・簡略化すること。
- (6) 国や都道府県の関与を極力縮小するとともに、交付申請窓口を一本化するなど、事務負担の軽減を図ること。
- (7) 予算編成に支障をきたさないよう、対象事業、配分基準、交付限度額等を早期に明示すること。

この地域自主戦略交付金を含む国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任を持って負担すべき分野を除き、廃止するとともに一般財源化を行うこと。

2 地方交付税の改革

地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増嵩を的確に反映させた上で、必要な総額を確保するとともに、財源調整や財源保障機能を強化する方向で見直すこと。

また、恒常的に生じている地方財源不足額への対応は、臨時財政対策債による負担の先送りではなく、法定率の引き上げなどによってその解消を図るとともに、今後、臨時財政対策債に係る交付税算入額が増加することにより、他の必要経費の算入額が減額されることのないよう、実質的な総額を確保すること。

3 税財源配分の是正

中核市特有の財政需要に対応した税財源の拡充・強化を図るとともに、国と地方、都道府県と基礎自治体の役割分担を抜本的に見直し、国または都道府県からの包括的な権限移譲と合わせて税源移譲等を行うなど、中核市が担う事務と責任に見合う税財源の配分を行うこと。

特に、事務配分の特例として中核市に移譲される事務に必要な財源については、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させることの観点から見直し、都道府県税からの税源移譲を行うなど、税制上の措置を講じること。

平成24年11月 2日
中核市市長会